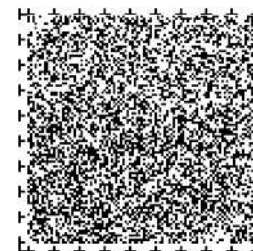


被災者生活支援ガイドブック（事前周知版）

～被災した時、あなたを助ける各種支援
あなたは知っていますか？～



令和7年4月



音声コード掲載

目次 まえがき 本ガイドブックの目的及び被災者生活支援までの全体フロー

第1章 罹災証明

1. 罹災証明とは・・・？	P.5
2. 申請窓口	P.6
3. 写真の撮り方	P.7
4. 自己判定方式について（参考）一部損壊の目安	P.8.9

第2章 被災者支援制度

1. 災害による死亡・けが	P.11
2. 家・家財が被害を受けた	P.12-14
3. 教育・子育て支援に関すること	P.15
4. 生活困窮に関すること	P.16
5. 医療・年金・介護の利用料金の支払いに関すること	P.17
6. 税の支払いに関すること	P.18
7. 地震保険に関すること	P.19-21
8. 被災者支援に関する各種制度の概要	P.22

第3章 困りごとQ&A

1. 困りごとQ&A	P.23-28
------------	---------

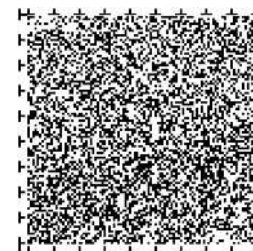
まえがき 本ガイドブックの目的

令和6年1月に発生した能登半島地震では、罹災証明書の発行が遅れ、各種被災者支援にも影響したことが課題となっています。

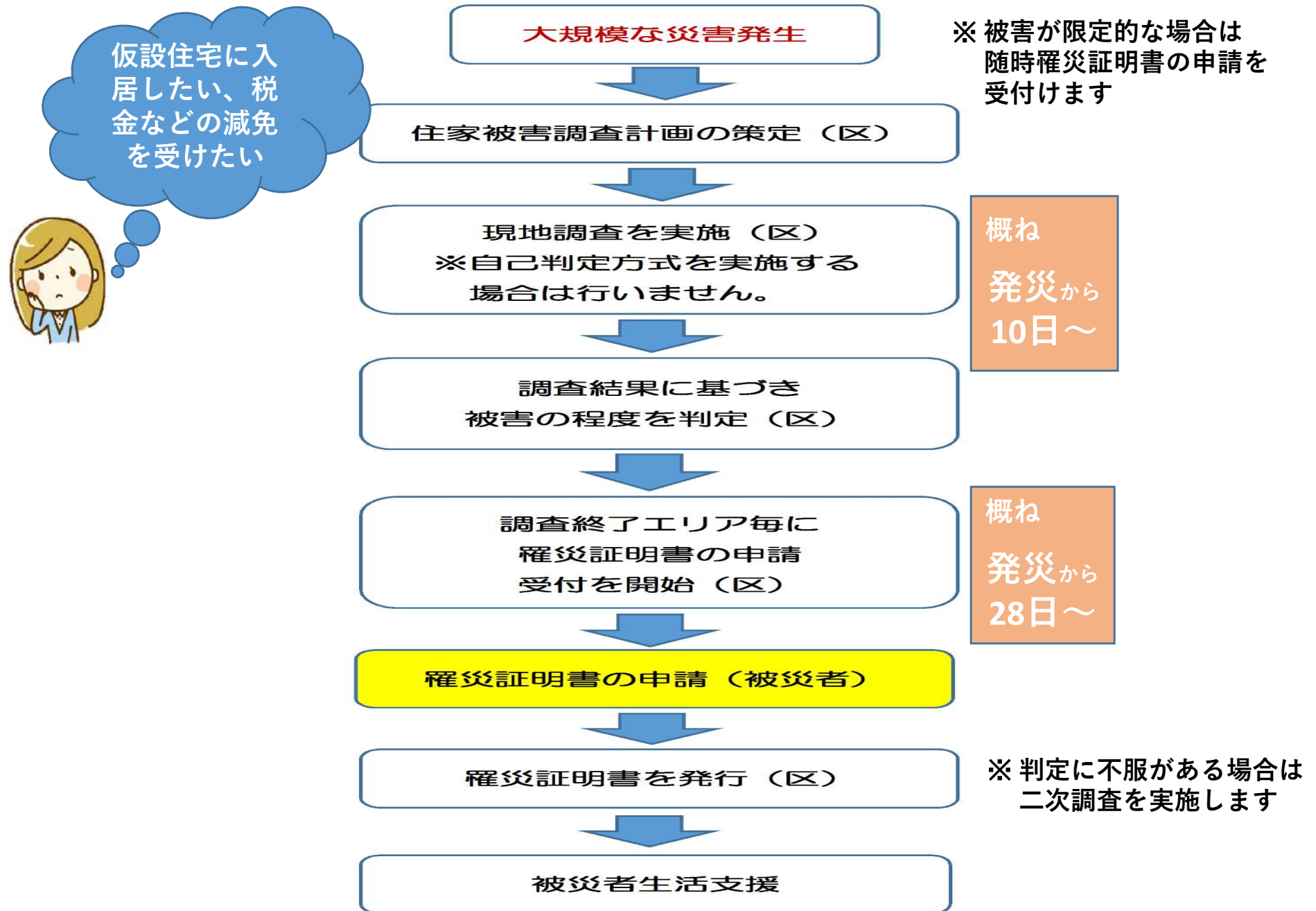
本区では、東日本大震災での同様の教訓を受け、被災者生活再建システムの導入や受援計画の作成など、罹災証明書の発行の迅速化に取り組んでいます。

一方、罹災証明書を迅速に発行し、被災者支援に繋げていくには、区のみだけでなく、区民の皆さんに、罹災証明書の申請に必要な事項や様々な支援制度があることなどを知っていただく必要があります。

本ガイドブックは、首都直下地震など本区が大規模な災害に見舞われた場合、できる限り早く、皆さんの生活が取り戻せるよう、事前に知っていただきたい情報をまとめたものです。



まえがき 被災者生活支援までの全体フロー



第1章 1. 罹災証明とは・・・？

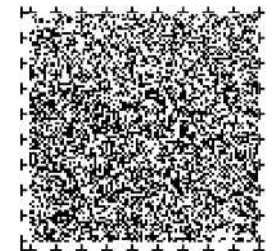
災害が発生し、万が一みなさまのご自宅に被害があった場合には、生活再建の助けになる支援制度が多くあります。

一方、支援を受けるためには、自然災害によってご自宅（住家）がどれだけの被害を受けたか、公的に証明された「**罹災証明**」が必要になります。

■支援を受けるまでの大まかな流れ



「罹災証明」は様々な支援で必要になるため、生活再建の“パスポート”とも言われています



第1章 2 . 申請窓口

お住まいの地域の地区センター（火災による被害は消防署）、大規模な災害が発生したときは、区役所や被害の多い地域の区民事務所に窓口を設置します。



お住まいの地域の地区センター（火災による被害は消防署）、大規模な災害が発生したときは、区役所や被害の多い地域の区民事務所に窓口を設置します。

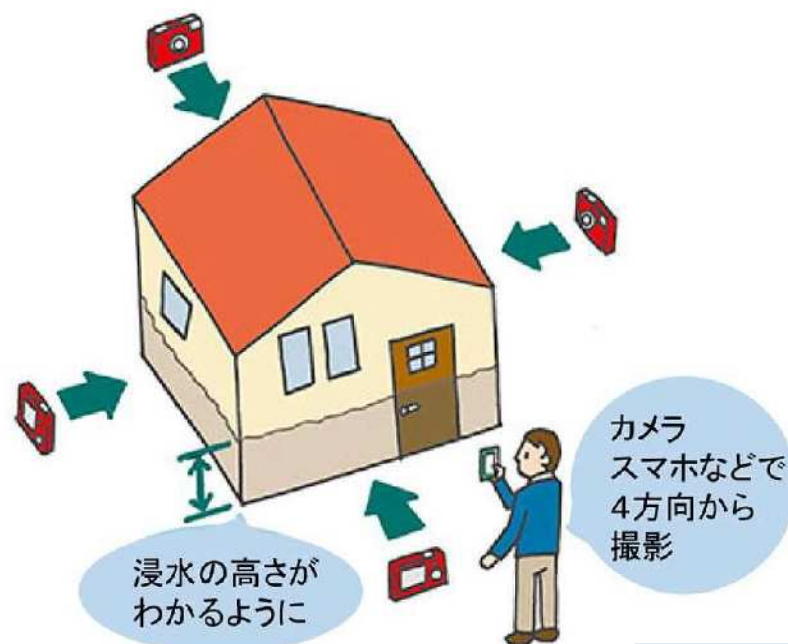
第1章 3 . 写真の撮り方

自宅を片付ける前に写真の撮影を忘れずに

罹災証明や保険金の申請に必要です！

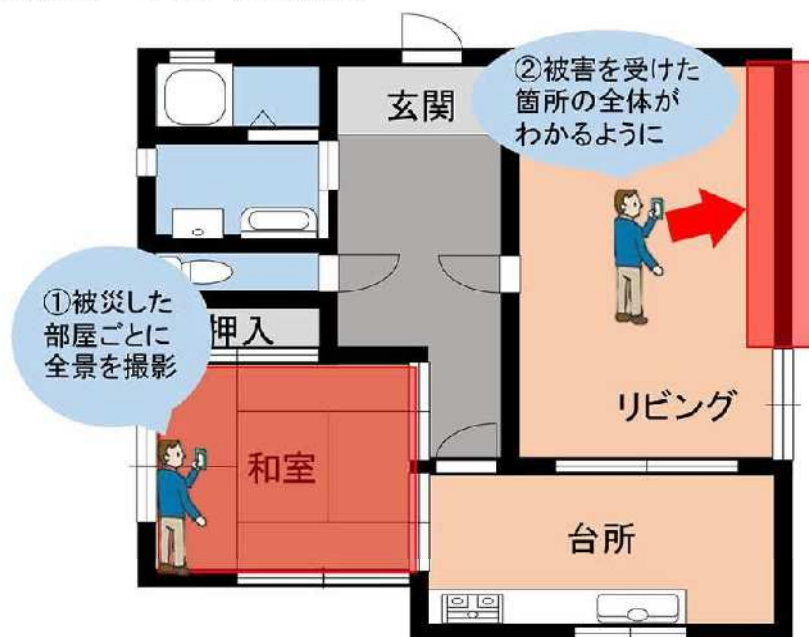
◆家の外の写真の撮り方のポイント

- ・ カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮る
- ・ 浸水した場合は浸水の深さも分かるように撮る

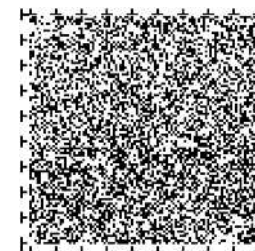


◆家の中の写真の撮り方のポイント

- ・ 被災した部屋ごとの全景を撮る
- ・ 被害箇所の「寄り」にて撮る。



能登半島地震では、全壊・半壊に至る被害が多数発生しました。一方で、比較的新しい建物（2000年基準）については、大きな被害には至らなかった（一部損壊）ことが報告されています。



第1章 4 . 自己判定方式について

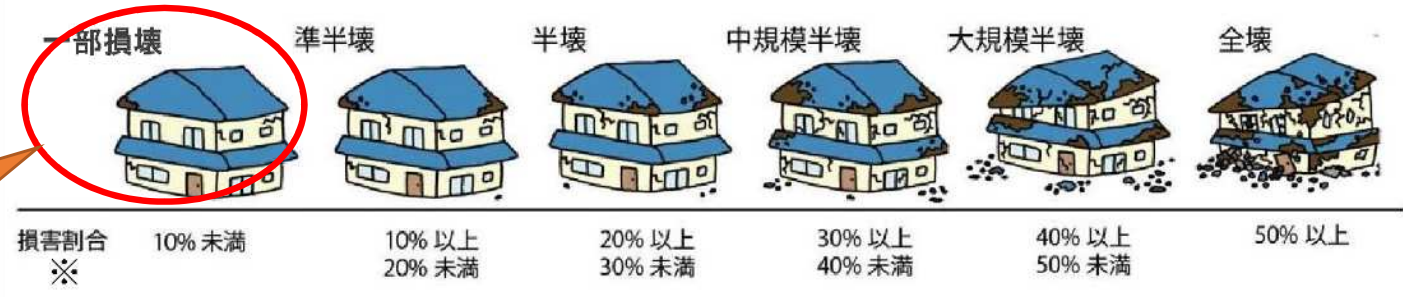
住家の被害が軽微であり、申請者が「一部損壊」の判定に合意する場合は、区職員等による現地調査は行わず、**写真による被害判定**を行います。この場合、通常の発行に比べ、**短期間で発行**が可能です。また、通常の申請は窓口となりますが、**WEBによる申請**ができます。

なお、**住家以外**（店舗や事業所など）は、**自己判定方式と同様**に写真での判定となり、**被災届出受理書を発行**します。

区職員等による
現地調査
(住家被害認定調査)

自己判定方式
で申請可能

区職員等が、国の定める基準に従い、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「中規模半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害区分を認定します。



第1章 4 . 自己判定方式について

参考 地震時の一部損壊の目安

水害時



屋根



外壁



基礎



建具



1棟の家でこれらすべての被害を足し合わせても、一部損壊です。(めやす)

天井



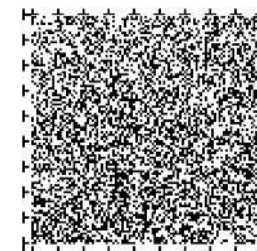
内壁



柱



設備



【参照】災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府ホームページ)より

音声コード掲載

第2章 被災者支援制度

支援制度	制度の概要	被害の程度(※)					
		全壊	半壊 大規模	半壊 中規模	半壊	準半壊	損一部 壊
被災者生活 再建支援	生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 (例) 全壊の複数世帯の場合...基礎支援金100万円を支給 (→P.12へ)	○	○	○	△	×	×
被災住宅の 応急修理	住宅が被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対して、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します (→P.12へ)	△	○	○	○	○	×
応急仮設住宅	住家が被害を受け、自らの資力では住居が確保出来ない方に対して応急仮設住宅を提供します (→P.13へ)	○	○	△	△	×	×
公費解体	一定以上の被害を受けた家屋について、所有者から申請があった建物を、区が被災家屋を解体・撤去します (→P.13へ)	○	○	○	○	×	×
特別区民税の 減税など	被害の状況により、区民税等を減免又は納付猶予(分割納付)できる場合があります。 (→P.18へ)	△	△	△	△	△	△

生活再建支援制度の一例

(※) ○...受けられる可能性が高い
△...要件を満たせば対象の可能性あり
×...支援の対象外

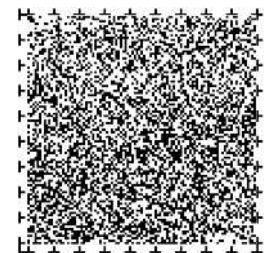
第2章 1 . 災害による死亡・けが

災害による 死亡・怪我



受けられる可能性のある支援

- ・ 災害弔慰金：災害により死亡した方の遺族に弔慰金（生計維持者：500万円、その他の方：250万円）を支給します。
※ 災害関連死の場合は、区による認定が必要となります。
- ・ 災害障害見舞金：災害により重度障害を受けた方に見舞金（最大250万円）を支給します。
- ・ 災害義援金：災害による重傷者や住家被害の程度により、全国並びに海外の皆さんから寄せられた義援金を配分します。



第2章 2 . 家・家財が被害を受けた（1）

家・家財が 被害を受けた

- 新たに住む家を探したい
- 建て直し・修理したい
- 生活必需品が必要



受けられる可能性のある支援

- ・被災者生活再建支援金：災害により、住宅が全壊、大規模半壊するなどした世帯、対象者が住宅を再建（建設・購入、補修、賃借）する場合は加算支援金を支給します。（最大：基礎支援金100万円、加算支援金200万円）
- ・被災住宅の応急修理：災害により住宅が半壊し、自らの資金では応急修理をすることができない方、災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（大規模半壊）した方を対象とします。災害救助法に基づく応急仮設住宅等を利用しない方が対象となります。（最大：70万6千円）

第2章 2 . 家・家財が被害を受けた（2）

家・家財が被害を受けた

- 新たに住む家を探したい
- 建て直し・修理したい
- 生活必需品が必要



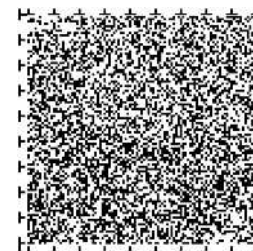
受けられる可能性のある支援

- ・被災家屋の公費解体：半壊以上の家屋を解体したい方は、家屋所有者の申請により、区が被災家屋を解体・撤去します。
- ・応急仮設住宅への入居：住宅が全壊、全焼若しくは準半壊し、自らの資金では住家を得ることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した被災者を対象とします。

建設型応急住宅の提供

賃貸型応急住宅の提供

：被災者が自ら物件を探す方式
と都が借上げの契約を締結し
要配慮者等に物件を紹介する
方式があります。



第2章 2 . 家・家財が被害を受けた（3）

家・家財が被害を受けた

- 新たに住む家を探したい
- 建て直し・修理したい
- 生活必需品が必要



受けられる可能性のある支援

災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）：災害で住家が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した方が、住宅を建設・購入する場合に利用できます。（借りる人の年齢が60歳以上の場合、毎月の返済が利息だけで済む「リバースモーゲージ型融資」もあります。

災害援護資金：災害で負傷又は住居・家財に被害を受けた方で、所得が一定の範囲内の方は、貸付が受けられます。（最大350万円、当初3年無利子、返済期限10年）

第2章 3 . 教育・子育て支援に関すること

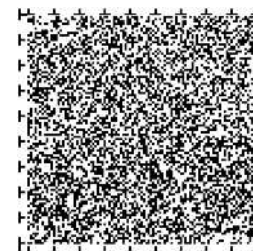
教育・子育て支援に関すること

- 教科書等の学用品が必要
- 安心して子育てしたい



受けられる可能性のある支援

- ・小中学生の就学援助措置：災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、郊外活動費等を援助します。
- ・教科書等の無償給与：災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
- ・児童扶養手当等の特別措置：被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特別措置を講じます。



第2章 4 . 生活困窮に関すること

生活困窮に関すること

- 自立と生活安定のための資金を借りたい、支援を受けたい



受けられる可能性のある支援

- ・生活福祉資金制度による貸付：生活福祉資金は、金融機関等から借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- ・緊急小口資金：10万円以内、無利子福祉費（災害援護費）：150万円（目安）、連帯保証人あり無利子・なし年1.5%
- ・生活困窮者自立支援制度
福祉事務所において、様々な課題を抱える生活困窮の方に対して、自立相談支援事業・住居確保給付金の支給・就労準備支援事業など、一人ひとりの状態に合わせた包括的な支援を行います。

第2章 5 . 医療・年金・利用料等の支払いに関すること

医療・年金・介護の利用料等の支払いに関すること



医療費・保険料・利用料・保育料等の減免、お支払いの猶予制度

国民健康保険料の徴収猶予・減免

国民年金保険料免除・猶予制度

後期高齢者医療保険料の減免

介護保険料の減免

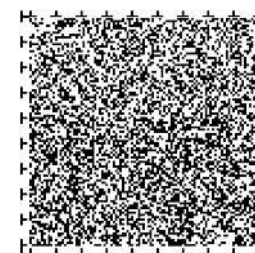
水道料金の減免・納付相談

下水道使用料の減免・納付相談

ガス料金の支払い期限の延長等

電気料金の支払い期限の延長等

電話料金の支払い期限の延長等



第2章 6 . 税の支払いに関すること他

税の支払いに関すること他



税の負担の軽減・納税の猶予制度

・ 区民税（区）・所得税（国）
納税猶予や納期限の延長、減免・免除、雑損控除などができる場合があります。

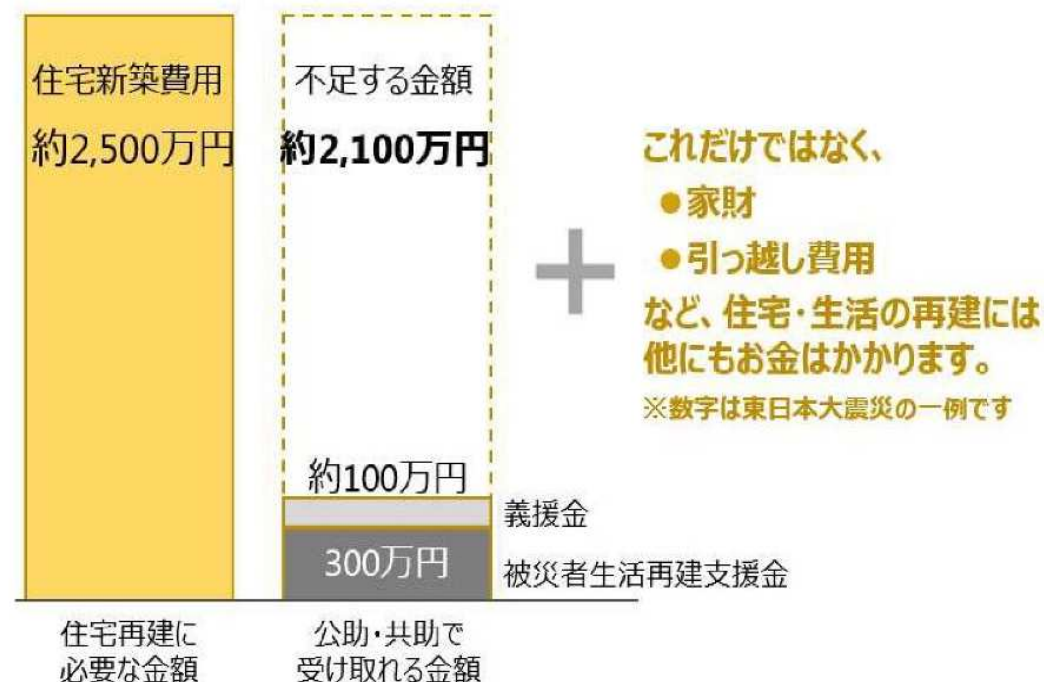
・ 固定資産税・都市計画税（都）
課税されている土地・家屋・償却資産に被害があった方は、減免が受けられる場合があります。

・ 災害等廃棄物処理事業：片付けごみの収集・運搬及び処分、損壊した家屋等の解体（半壊以上の場合は公費解体の対象）、がれきの収集・運搬及び処分などに必要な経費が補助の対象となっています。

第2章 7. 地震保険に関すること

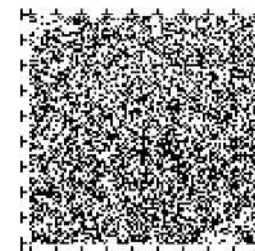
地震保険に加入していますか？

被災者生活支援金など、様々な支援制度がありますが、自宅を再建していくには充分ではありません。



- 「半壊」世帯には、災害救助法に基づき、57.4万円を限度として市町村が応急修理を行います。
- 災害復興住宅融資制度による低利融資は、「一部損壊」でも受けられます。

※ 内閣府資料より



第2章 7. 地震保険に関すること

地震保険の補償内容は？

「地震保険」は、**地震・噴火**またはこれらによる**津波**を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害に対して補償される保険です。

◆海外で発生した地震等による津波が日本に襲来した場合の被害も補償されます。



地震による火災



地震による倒壊



津波による流失



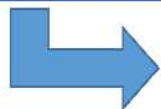
地震によって家が傾いた

※これらの損壊等は、通常の火災保険では補償されません（免責条項に該当）

（図：「政府広報オンライン」引用 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/2.html>）

地震保険の対象は？

- ・「地震保険」では、**居住のために使用する建物**（専用住宅・店舗兼住宅）や**生活用動産（家財）**（注）が保険の対象です。（注）30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません。
- ・店舗（事務所）のみの建物や工場は保険の対象外です。
- ・空き家や別荘は“常時、居住のために使用する状態”であれば保険の対象となります。
- ・例えばマンションの一室全体を事務所として利用している場合は、居住用とは言えませんので対象外です。



アパートなどの賃貸物件も保険の対象ですが、建物の『所有者』しか契約できませんので、大家さんが加入する必要があります。

※賃借されている方も「家財」のみで加入することは可能です。

※ 内閣府資料より

第2章 7. 地震保険に関すること

既に参加されている方も、参加されている保険・共済の補償内容をご確認ください！

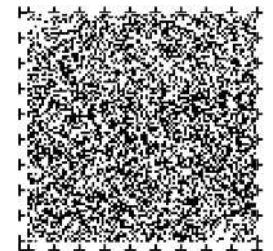
これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。

ご自宅の災害リスクをしっかりと確認して、必要な補償を確保しましょう。



補償される範囲は、どの保険・共済に参加するかによって異なります
(詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう)

※ 内閣府資料より



第2章 8 . 被災者支援に関する各種制度の概要

被災者生活支援制度について、さらに知りたい方は、内閣府が作成した「被災者支援に関する各種制度の概要」をご覧ください。

【URL】

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuu_jou.pdf



第3章 1 . 困りごとQ&A ①罹災証明関係



罹災証明の申請は、発災直後から可能なのでしょうか？

能登半島地震では、約1週間後から、申請の受付を開始しています。しかし、「一部損壊」に合意いただける場合を除き、区職員等による調査後の交付となることから、その場合、発行は概ね28日後からを想定しています。



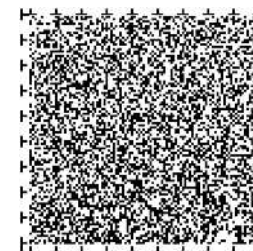
罹災証明の判定結果に納得がいかない場合どうすれば良いのでしょうか？

判定結果に納得がいかない場合には、2次調査を申請することができます。2次調査・再調査により、被害の程度が変更になった場合は、前に交付された証明書はその効力を失います。（例：1次調査：大規模半壊、2次調査：中規模半壊）



罹災証明の申請は、電子申請が可能ですか？

自己判定方式による申請は、電子申請ができますが、一般の申請は、窓口での申請となります。



第3章 1. 困りごとQ&A ①罹災証明関係-2



塀や自動車なども、罹災証明を申請できますか？

罹災証明は、住家の被害を認定する書類となります。それ以外の店舗や事業所などの不動産、自動車などの動産は、P8で紹介した被災届出受理書を発行します。



火災による罹災証明の窓口は、何処になりますか？

平時の火災については、管轄地域の消防署が窓口となります。
(本田消防署：03-3694-0119、金町消防署：03-3607-0119)



地震の余震により、被害が拡大してしまいました。すでに罹災証明書を受け取っていますが、再調査を申請できるのでしょうか？

余震などの影響により、住宅の被害が拡大した方は、再調査を申請することができます。すでに罹災証明を発行済みの方や2次調査を実施済みの方も、再調査を申請できますので、ご検討されている方は、早めのご相談をお願いします。



第3章 1. 困りごとQ&A ②被災者生活支援制度関係



様々な生活再建支援制度があることがわかりました。災害が発生した場合、まずはどこに相談すれば良いのでしょうか？

区では、罹災証明の発行窓口の設置（概ね1か月）に合わせて、生活支援制度に関する総合の相談窓口の設置を予定しています。各種生活支援制度は、申請主義のため、漏れなく対応できるよう、周知活動も進めていきます。



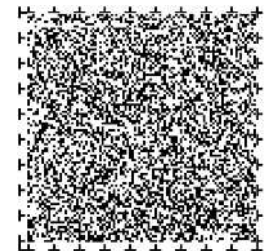
どのような規模の災害が発生した場合、このような支援制度は適用されるのでしょうか？

令和6年元日に発生した能登半島地震では、今回紹介した各種支援制度が適用されています。一例となりますが、被災者生活再建支援金であれば、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村等となりました。葛飾区では東日本大震災の際に、液状化による建物被害が発生しましたが、制度の対象とはなっていません。



災害が発生した場合、被災者生活支援制度などの周知は、どのように進めるのでしょうか？

災害の規模などにより、適用される支援制度は変わることから、発生した災害ごとに、適用される制度や申請窓口、期限などを記載した被災者生活支援ガイドブックを作成し、区役所や地区センターなどで配布するとともに、区ホームページやSNSなどにより、広くお知らせします。



音声コード掲載

第3章 1. 困りごとQ&A ②被災者生活支援制度関係-2



住宅ローンの返済をしています。被災により、返済が困難になった場合、どうすれば良いのでしょうか？

被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）」の適用を受けられる可能性があります。（P22参照）
まずは、区や弁護士会などが設置する窓口にご相談ください。



能登半島地震では、災害関連死が多く発生していることが報道されています。災害関連死が疑われる場合、遺族はどのように対処すればよいのでしょうか？

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害が原因で死亡したと認められた場合は、災害弔慰金が支給されます。
区では、遺族からの申請に基づき、災害関連死の判定を行います。判定が困難な場合は、審査会を開催し判断します。



通帳や家の権利書が見当たりません。どうすれば、良いのでしょうか？

命を守ることが先決です。そのための行動を取ってください。また、通帳がなくても、大規模な災害が発生すると、金融上の措置が出され紛失した場合の取り扱いが示され、預金の払い戻しなどが可能となります。権利書についても、紛失しても不動産取引は可能です。



第3章 1. 困りごとQ&A ②被災者生活支援制度関係-3



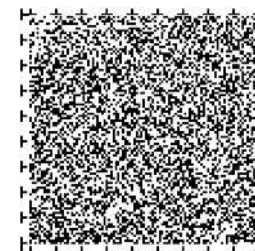
被災者生活支援金について、もう少し詳しく教えてください。

対象となる被災者世帯は、下表のとおりで、中規模半壊以上が対象となります。

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円



音声コード掲載

第3章 1. 困りごとQ&A ③その他



小学生の息子がいます。震災が発生した場合、学校が再開されるのは、いつ頃になるのでしょうか？

被災状況により異なりますが、能登半島地震では、10日から20日程度で再開しています。また、教科書の無償給与（P15参照）など、様々な支援があります。



夫婦で医療関係の仕事をしており、早期の仕事への復帰が必要となります。保育園の再開は、いつ頃になるのでしょうか？

区では、災害対策従事者の子供の居場所を確保するため、被災直後の段階から、活用可能な施設を把握し、できる限り早い段階で、受入れを開始します。それ以降、順次子どもの居場所づくりを拡大していきますが、通常の再開は、1か月以内を目標として、取り組んでいきます。



震災でけがをした場合、どこで治療を受けられるのでしょうか？

発災後概ね72時間までの超急性期における医療救護活動については、3か所の災害拠点病院（東部地域病院、東京慈恵会医科大学葛飾医療センター、平成立石病院）、9か所の災害拠点連携病院（亀有病院、第一病院、嬉泉病院、金町中央病院、かつしか江戸川病院、堀切中央病院、イムス葛飾ハートセンター、イムス東京葛飾総合病院、坂本病院）の前に緊急医療救護所を設置し対応します。

